

広告協賛事業による乳幼児健康診査通知発送用封筒の無償提供に関する取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、乳幼児健康診査通知の発送に当たり、広告協賛事業による封筒の無償提供について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 封筒 乳幼児健康診査通知発送用封筒をいう。
- (2) 無償提供者 封筒に広告の掲載を希望する者を募集し、広告原稿の事前確認、校正及び調整等広告の掲載に係る一連の業務を行い、市長に封筒を無償提供する事業者をいう。

（規格）

第3条 封筒の規格、広告の掲載位置、その他の条件等は別に定める。

（提供期間）

第4条 封筒の提供期間は1年とする。ただし、市長は無償提供者と協議のうえ、提供期間を変更することができる。

（無償提供希望者の募集）

第5条 市長は、広告協賛事業による封筒の無償提供を希望する者（以下「無償提供希望者」という。）を募集するときは、市ホームページ等により行うものとする。

2 募集期間その他、無償提供希望者の募集に関し必要な事項は、別に定める。

（無償提供の申込み）

第6条 無償提供希望者は、乳幼児健康診査通知発送用封筒の無償提供申込書（様式第1号）及び募集要項に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

(無償提供者の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申込書を受理したときは、提案内容、業務実績、信頼性等を総合的に判断し、無償提供者を決定するものとする。

2 市長は、無償提供者を決定したときは、封筒の無償提供許可、不許可決定通知書(様式第2号)により無償提供希望者に通知するものとする。

(協定書の締結)

第8条 市長は、広告協賛事業による封筒の製作及び無償提供に関する内容に関して、無償提供者と協定書を締結するものとする。

(広告内容)

第9条 封筒に広告を掲載することができる事業者(以下「広告主」という。)、広告内容等は、川越市広告掲載基準(平成20年10月28日市長決裁。以下「基準」という。)に準じるものとする。

(広告の募集)

第10条 広告主及び広告の募集は、無償提供者がこの要領及び基準の規定に従い募集するものとする。

2 無償提供者は、広告主の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市長が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

(封筒の作成及び原稿の提出)

第11条 無償提供者は、広告内容、色、形状等の封筒の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に作成しなければならない。

2 無償提供者は、封筒の原稿を市長が指定する期日までに提出するものとする。

3 封筒の原稿は、無償提供者の責任及び負担で作成するものとする。

(封筒の納入)

第12条 無償提供者は、封筒の数量並びに納品時期及び場所について市長の指示に従い、指定する期日に納入するものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(供用の中止等)

第 1 3 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、無償提供者への催告その他何らかの経路を経ることなく、市民への供用を中止する。

- (1) 広告内容に関する苦情等が絶えないとき。
- (2) 無償提供者又は広告主に問題が生じたとき。
- (3) その他、封筒の市民への供用につき市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により、供用することが不適当と認めるときは、無償提供者は、封筒を回収の上、代替の封筒を提供するものとする。

3 封筒について、本市が必要とする数量に満たない場合、在庫が過剰な場合等は、無償提供を受けないことができる。

(広告内容等の変更)

第 1 4 条 市長は、封筒の広告内容その他が、この要領の規定に抵触していると判断されるときは、無償提供者に対して変更を求めることができる。

(無償提供者の取り消し)

第 1 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、無償提供者への催告その他何らかの経路を経ることなく、無償提供者の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに封筒の原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに封筒の納入がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を無償提供者が行わないとき。
- (4) 無償提供者が虚偽の申請をしたとき。
- (5) 無償提供者から書面により決定の取消しの申出があったとき。
- (6) その他封筒の広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、無償提供者の決定を取り消した場合において、無償提供者に対し、その賠償の責めを負わない。

(無償提供者の責務)

第 1 6 条 無償提供者は、広告内容に関する苦情その他問題が発生したと

きは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

2 第三者から、封筒の広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、無償提供者の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、封筒の製作及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年8月8日市長決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。